
展望論文

米国キャッシュバランス制度と年齢差別問題

小野正昭*

2004年8月23日投稿

2005年2月28日受理

概要

2003年7月31日、イリノイ州南部連邦地裁は、IBM社のキャッシュバランス制度(以下「CB制度」)について、「違法」の略式判決を下した。この判決は、同じ第7巡回区裁判所の管轄下にあるインディアナ州南部連邦地裁が Onan 社の CB 制度に関して 2000 年に下した略式判決と対立する。

双方の判決を比較すると、CB 制度の登場によって、米国における給付建て制度における発生給付および給付発生率の定義の曖昧さが混乱の原因となっている現状を垣間見ることができる。さらに、雇用における年齢差別問題とのかかわりから、米国企業年金法制は「年金制度における年齢差別とは何か」という根本的な問題を突きつけられていると言える。

2002年12月に財務省・内国歳入庁が公表したCB制度の税制適格に関する基準案は、現状では整理困難と考えられる。CB制度が「適法」とされるためには、給付建て制度と掛金建て制度の両方の給付発生基準を許容するような、エリサ法そのものの改正が必須と考える。

キーワード：キャッシュバランス制度、給付発生率、給付建て制度、掛金建て制度、年齢差別

1 導入

2003年7月31日、イリノイ州南部連邦地裁はIBM社のCB制度が雇用における年齢差別法(Age Discrimination in Employment Act: 以下「ADEA」)に対応するエリサ法(Employee Retirement Income Security Act: 以下「ERISA」)の規定に違反する、との略式判決を下した。本件は日本のメディアでも取り上げられているが、米国では、従来型の給付建て制度(以下「DB制度」)からのCB制度への移行が阻害されるのではないかと懸念する向きが多い。中で

も、本判決との関連で、2002年12月に財務省および内国歳入庁(Internal Revenue Service: 以下「IRS」)が提案し、2003年4月に一部取り下げの状態となっている同制度に対する承認基準案の帰趨が注目されている¹。

一方、本判決に関連してしばしば言及される判決として、インディアナ州南部連邦地裁が2000年9

¹ 最終的に本基準案は、同基準案の主旨に沿った規則を公表するために必要な資金の支出を禁止する Consolidated Appropriations Act of 2004 の成立により、2004年6月14日に全面的に取り下げられている。